

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘 区分	措 置 の 内 容	措置状況
1	R 7 定期監査	経済振興課	償還金の請求に係る事務が適切でなかったもの 法人等保留床取得資金貸付金償還金(3件)の請求について、借用証書に定められた償還期日を越えた日を納期限としていた。 借用証書に基づいた適正な納期限とされたい。	注意	借用証書に基づいた適正な納期限としていくため、納付書作成の決裁時に確認すべき箇所を明示した手引きを作成し、決裁に添付している借用証書の確認を徹底するよう周知しました。 今後は、適切に対応できるよう、職員一人一人が書類確認の徹底に努めます。	措置済
2	R 7 定期監査	農政課	現金の取扱いが適切でなかったもの 諸証明手数料について、収納日の翌日までに金融機関へ払い込まれていないものがあった。 現金の収納に当たっては、春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。	注意	諸証明手数料受領など現金の収納について、翌日までの払込厳守と職員による事務処理のダブルチェックを行うよう職員に周知徹底しました。また、改めて春日井市会計規則に基づく適正な事務処理に努めるよう課内周知しました。	措置済